

入学試験実施のお知らせ

【 一般入試Ⅲ 】

一般入試の受験資格条件を満たす者の受験

1. 学科 看護学科
2. 募集定員 若干名
3. 修学年限 3年
4. 受験資格

	受験資格
一般入 学	<ol style="list-style-type: none">1. 2020年3月高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者2. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者3. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者4. 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者5. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者6. 文部科学大臣が指定した者7. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）8. 本学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者で18歳に達した者 <p>*1～8のうちいずれかの条件を満たす者</p>

5. 出願期間・試験日・合格発表日・入学手続締切日

区分	出願期間	試験日	合格発表日時	入学手続締切日
一般入 学 試 験	R2年3月16日(月) ～ R2年3月26日(木) 12:00 必着	R2年3月27日(金)	R2年3月27日(金) 個人宛電話	R2年 3月31日(火)

6. 出願手続き

1) 出願書類

書類	備考
入学願書	ホームページより用紙をダウンロード(印刷)し本人直筆、写真を貼付(写真は上半身無帽、正面で出願6か月以内に撮影したもので受験票と同じ写真)
受験票	本校所定の用紙に本人直筆、写真を貼付
高等学校又は中等教育学校の調査書	高校又は中等教育学校指定の用紙を厳封のこと *調査書が発行できない場合にはその理由を書いた書類を卒業校に依頼し、提出して下さい。 *高卒認定試験合格者は、合格成績証明書を提出して下さい。
高等学校又は中等教育学校の卒業証明書 大学又は短期大学の卒業証書	3月に卒業証明書を提出して下さい。 大学または短期大学の卒業証明書または卒業証書の写し
入学検定料	金融機関にて「振込依頼書」で20,000円を出願期間内に電信扱い振り込み、その振込金受取書(本人保存)のコピーを同封して下さい。(受験生の氏名で振込み)
返信用宛名カード	6枚すべてのカードに宛先・宛名を明記して下さい。

2) 出願方法

- ①出願書類に不備がないように確認し、本校入試係宛に角2封筒に入れ簡易書留で郵送して下さい。
- ②出願期日必着となります。
- ③持参する場合は、土・日・祝日を除く 9:00~17:00 となります。

3) 入学願書等の記載上の注意

- ①記載は黒のボールペンを使用し、楷書で明瞭に記入して下さい。
- ②誤字や記入漏れがないようにご注意ください。

4) 出願上の注意

- ①提出された出願書類および振込後の入学検定料は返還できません。
- ②出願書類の不備のないようにしてください。
- ③出願期間前や出願期間に受付をしてください。
- ④受験票は試験当日に受付にてお渡しします

5) 入学検定料

¥ 20,000—

振込先
振込先銀行：三井住友銀行 横浜中央支店
預金種目：普通
口座番号：112381
口座名：独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
ご依頼人 (記号・フリガナ) : K・フリガナ
(氏名) :

* 『電信扱い』で振込をしてください。

6) 出願書類送付先： 〒245-0063 神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2

独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター附属横浜看護学校 入試係

7. 試験科目・試験時間

受付時間 : 8:45～9:00
小論文 : 9:15～10:00
面接試験 : 10:05～

8. 試験会場

〒245-0063 神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター附属横浜看護学校

9. 合格発表

- 1) 「出願期間・試験日・合格発表日・入学手続き締切日」欄を参照して下さい。
- 2) 一般入学試験の結果は、個人宛に電話いたします。

10. 入学手続き

- 1) 入学手続きは、合格者宛に送付する「入学に関するご案内」に従い、定められた入学手続き期間内に完了して下さい。入学金の納付と入学手続き書類が本校に届いた時点で入学手続き完了とします。
期限内に遅れないように手続きを済ませて下さい。
- 2) 期日までに入学手続きを完了しない場合には、入学手続き締切日をもって合格を取り消します。
なお、取り消しについては、特別な事情がない限り通知しませんので、ご了承下さい。
- 3) 入学手続き方法等の詳細に関しましては、合格通知書と一緒に同封しますので指示に従って下さい。

11. 入学後の諸経費について

- 1) 入学金 180,000円
入学手続き時に納入して下さい。入学金は手続きにかかる費用のため辞退があっても返金いたしません。
- 2) 授業料 前期 200,000円(4月納入) *2019年度*
後期 200,000円(10月納入)
- 3) 教育教材費(実習教材、衛生材料費等) 30,000円(4月納入)
施設管理料 30,000円(4月納入)
(環境整備・情報処理室機器管理費等)
- 4) 教科書、白衣、学生傷害保険料等の自己負担額 入学次 約200,000円程度/年
2年次 約100,000円程度/年
3年次 約100,000円程度/年
- 5) その他、実習交通費、学生自治会費等は実費が必要です。

12. 奨学金について

奨学金希望者は、選考により、国立病院機構、日本学生支援機構、神奈川県の奨学金を受けることができます。

- 1) 神奈川県内国立病院機構 奨学金
国立病院機構附属看護学校に在籍する学生を対象とする奨学金について定め、病院に必要な看護師を確保することを目的とする。
 - (1) 奨学金の貸与の対象となる者は、看護学校に在籍する学生であって、卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務すること。
 - (2) 成績優秀にして、品行が正しく身体が健康であること。
 - (3) 貸付期間は奨学生となった日に属する年度から、看護学校を卒業する年度までの期間とする。
 - (4) 修学資金は、無利息とする。

- (5) 奨学生が、看護学校を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、常勤職員として貸与期間相当の期間勤務した時は返還を免除する。

2) 独立行政法人日本学生支援機構

勉学に励む意欲があり、又それにふさわしい能力を持った学生・生徒が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。

(1) 採用について

学校の選考委員会等が人物・健康・学力・家計の申込み基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構ではこの推薦を受けて審査を行い、奨学生として採用を決定いたします。

(2) 種類

第一種奨学金（無利息）

特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者に貸与する。

第二種奨学金（利息付き）

第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与する。

3) 神奈川県修学資金

将来県内において看護師等の業務に従事する有能な人材を育成するため、修学資金の貸付けに関して必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

- (1) 文部科学大臣又は、都道府県知事が指定した学校又は養成所に在学する者。
- (2) 成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (3) 卒業後、県内において看護師の業務に従事する意思を有すること。
- (4) 修学資金は、無利息とする。
- (5) 修学資金は、一般修学資金及び特例貸付修学資金とする。
- (6) 貸付期間は知事が定める月から卒業までとする。
- (7) 一般修学資金および特例貸付修学資金の貸付を受けた者が、県内の知事が別に定める施設及び地方公共団体において、引き続き5年間、看護職員の業務に従事した時は、債務の免除をする。

	独立行政法人日本学生支援機構	神奈川県修学資金
種類及び奨学金	<p>第一種（無利息） 自宅 2万円、3万円、4.5万円 より選択 自宅外 2万円、3万円、4万円 5.1万円より選択</p> <p>第二種（利息付） 2万円～12万円（1万円単位）より選択</p>	<p>一般修学資金 17,000円</p> <p>特例貸付修学資金 40,000円 *条件に所得制限あり</p>
返還方法及び返還期間	<p>貸与が終了してから、6ヶ月経過後、月賦、半年賦、年賦又は併用のいずれかの方法で返還する。</p>	<p>貸付を受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還する。</p> <p>神奈川県の実行規則第12条に該当する施設へ就職をし、引き続き5年間看護職員の業務に従事したときは返還免除</p>

13. その他

- 1) 本校は学校教育法第124条の専修学校に指定されています。
- 2) 卒業後の資格は以下のとおりです。
 - ①看護師国家試験の受験資格 ②保健師・助産師学校の受験資格 ③大学への編入学
 - ④専門士（医療専門課程）の称号
- 3) 大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき学校長が認めた場合には履修に替えることができます。なお、社会福祉士および介護福祉士法第39条第1号の規定に該当する者の単位認定についても同様です。
 - ・歯科衛生士・視能訓練士・診療放射線技師・臨床工学技士・臨床検査技師
 - ・義肢装具士・理学療法士・救急救命士・作業療法士・言語聴覚士
- 4) 当校は、専門実践教育訓練給付金の指定校です。

専門実践教育訓練給付金とは、厚生労働省による中長期的なキャリアアップを目的とした雇用保険の給付制度です。希望される方は、住所管轄ハローワークにお問合せ・手続きの上、入学後に申請して下さい。

*今回、提出された願書等に記載された個人情報、入学試験関連以外には使用いたしません。